

令和7年1月10日
島根県健康福祉部
健康福祉総務課 内部 TEL:0852-22-5326
薬事衛生課 宮本 TEL:0852-22-6877

国庫補助金の申請事務の不適切な処理について

健康福祉部薬事衛生課が所管する令和6年度国庫補助金の申請事務において、国への書類提出が一部漏れたことにより、補助事業者の事業執行に遅れを生じさせ、また、国庫補助金445千円を県会計に収入できなかった事案が発生しました。

このような事態を招いたことをお詫び致しますとともに、再発防止の徹底に努めてまいります。

1 国庫補助金の概要

- ・令和6年度島根県新興感染症対応力強化施設整備費補助金
- ・令和6年度島根県新興感染症対応力強化設備整備費補助金

感染症法に基づき、県と医療措置協定を締結する医療機関、薬局、訪問看護事業所（以下「医療機関等」という。）の新興感染症への対応力を強化するため、施設整備、又は設備整備に係る費用の一部を補助するもの。

区分	対象経費	補助率
施設整備	病室の個室整備等の工事費 など	個室整備等：2/3（国1/3、県1/3） それ以外：10/10（国1/2、県1/2）
設備整備	空気清浄機の購入費 など	10/10（国1/2、県1/2）

2 経過

令和6年 3月26日 県から医療機関等に「事業計画書」の提出を依頼

令和6年 5月10日 医療機関等から県に「事業計画書」を提出（提出締切）

令和6年 5月31日 県から国に「事業計画書」を提出

※一つの補助事業者から県に提出のあった「事業計画書」の国への提出が漏れた。

令和6年 7月 8日] 国からの補助金交付決定の内示を受け、医療機関等に内示

令和6年 7月 24日]

令和6年 11月 19日 当該補助事業者から内示がないことの問合せあり。国に当該補助事業者の「事業計画書」の提出が漏れていたことが判明

令和6年 11月 20日 国に追加交付が可能か照会。追加交付は困難との国の見解を確認

3 原因

- ・「事業計画書」の受付等の事務処理について、複数の職員による確認が出来ていなかったこと。

4 再発防止策

- ・補助金申請の受付簿を整備した上で、受付や国への提出等の事務処理について、複数の職員での確認を徹底する。
- ・職員に対して、事務処理における複数の職員での確認の徹底を改めて周知する。